

浜松市戸籍の届出に係る本人確認等事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、戸籍届出に関して、届書を持参した者に対する身分確認（以下「本人確認」という。）及び届出人に対する届出を受理した旨の通知等に係る事務取扱いについて定め、これらによって虚偽の届出を抑止することを目的とする。

(対象となる届出の種類)

第2条 この要綱の対象となる届出は、戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づく届出のうち、婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届及び認知届とする。ただし、戸籍法第38条第2項の規定により、届書に裁判の謄本を添付するものとされている届出については、対象としない。

(本人確認の範囲)

第3条 戸籍事務を所管する担当職員（以下「担当職員」という。）は、届書を持参した届出人及び使者を対象として、本人確認を行うものとする。

(本人確認の方法)

第4条 前条の規定による本人確認は、戸籍法第27条の2の規定に基づき行うものとする。

2 担当職員は、前項の場合において、届出人から証明書の提示がされたときは、当該証明書に記載された事項を届書に記載された事項と対比し、それらが同一であることを確認するとともに、当該証明書に顔写真が貼付されている場合は、届出人と同一人であることの確認を行うものとする。

3 第1項の場合において、使者から証明書が提示されたときは、住所、氏名、電話番号、届出人との続柄を使者確認票に記載をすよう求め、当該証明書に記載された事項と使者確認票に記載された事項を対比し、それらが同一であることを確認するとともに、当該証明書に顔写真が貼付されている場合は、使者と同一人であることの確認を行うものとする。

4 担当職員は、前3項の規定により本人確認を行った結果、当該届出が虚偽である疑いが認められる場合には、その受否につき静岡地方務局浜松支局長（以下「支局長」という。）に照会をするものとする。

5 担当職員は、前項による照会の結果、管轄法務局長等より受理又は不受理の指示があった場合、その指示に従った処理をするものとする。不受理の指示を受けた場合において、犯罪の嫌疑があると思料するときは、告発に努めるものとする。

(届出人に対する通知)

第5条 担当職員は、第2条に規定する届出を受理したときは、当該届出に係るすべての届出人（前条の規定により、本人確認がされた届出人を除く。）に対し、その旨を通知するものとする。

(本人確認及び通知に関する事項の届書への記載)

第6条 担当職員は、第4条の規定による本人確認をしたとき、又は、前条の規定により届出人に対し通知を行ったときは、当該届書の欄外に必要な事項を記載するものとする。

(確認台帳)

第7条 担当職員は、第4条の規定による本人確認及び第5条の規定による通知を行った経緯を明らかにするため、確認台帳を作成し、必要な事項を記録するものとする。

(記録の保管)

第8条 担当職員は、第4条第3項に規定する使者確認票及び前条に規定する確認台帳をこの要綱の目的以外に利用してはならない。

2 第4条第3項に規定する使者確認票及び前条に規定する確認台帳の保存期間は1年とする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本人確認の事務取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年2月1日から施行する。

(改正)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(改正)

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

(改正)

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。